

Do-Re

北海道立図書館レファレンス通信

19 (通巻23号)

平成17年6月23日発行

【目次】

こんなきました - 参考調査課によせられたレファレンス - 【23】	1
GHQ(占領軍総司令部)指令を調べる		
こんなあります - いちおしレファレンス・ブック - 【13】	2
コレであなたも、こどもの本の探偵に!?		
● 市町村のみなさんからの発信 【11】	3
小さな小さな図書室より ~私にできる小さなこと~		
忠類村ふれあいセンター福寿図書室 福田真希さん		
Librarian's Box(ししょぼこ) 【10】	4
個人情報保護と図書館資料		
● 課員のつぶやき - 日々の業務からの短信 -	5
「館内ツアー」のススメ		
● 《番外編》こんなことしました - 旭川市と道立図書館の事例 -	6
[特集] 相互貸借とリクエスト・サービスを考える	7
・リクエストと相互貸借を考えてみた	旭川市中央図書館 中山恒介さん	
・当館における相互貸借のあらまし	本の森厚岸情報館 余西弘希さん	
・図書館は利用者の全ての要望に応えなくてはならないのか?	音更町図書館 加藤正之さん	
・リクエストと相互貸借	市立北見図書館 遠藤三保子さん	
・本は天下の回りもの	千歳市立図書館 田中秀尚さん	
・靴底の下の千円札	美瑛町図書館 高島真由美さん	
・道立図書館の支援あってこそ	蘭越町公民館図書室 松原展与さん	
道立図書館における市町村リクエスト対応		
● News	13
1 子ども向け図書館利用講座開催!		
2 平成17年度第1回北海道立図書館利用講座(道民カレッジ-能力開発コース-連携講座)開催!		
3 新任実務研修で参考調査課も講義		
4 「指定管理者制度」学習会等...		
5 開館時間延長		
6 「所蔵(館)調査申込書」フォーム変更!		
7 『パスファインダーを作ろう』発行!		
8 『ウィークリー出版情報』に道内から発信!		
編集後記	14



北海道立図書館

HOKKAIDO PREFECTURAL LIBRARY

こんなのきました - 参考調査課によせられたレファレンス - 【23】

GHQ(占領軍総司令部)指令を調べる

当課に繰り返しよせられる質問のひとつに、GHQの「指令」に関するものがあります。例えば次のような質問がありました。

- (1)「国家神道、神社神道に対する政府の保証、支援、保全、監督及び弘布の禁止に関する件」
(昭和21年1月14日付 長野県報)
- (2)「御真影奉安殿、英霊室又は郷土室等の神道的象徴除去に関する件通牒」
(昭和21年2月21日付 長野県報)
- (1)(2)の全文を知りたい。ともに、昭和20年12月15日の連合軍司令部の指令に基づき、各市町村長、警察署長、学校長等に宛てた県の通牒。長野県報の複写物を持っているが内容が不鮮明のため確認したい。

昭和20年12月15日付の指令は、一般的に「神道指令」あるいは「国教の分離に関する覚書」として知られているもので、教育現場にも大きな影響を与えたものです。この指令の意図、行政府による施策の実施過程などは、例えば【文献3】で詳しく解明されています。その他の指令で教育に関連するものは【文献6】で知ることができますが、県段階以下でどのように実施されたかは各県の教育史の中で記録されるに止まり、その比較検討には至っていないことが【文献1】【文献2】からうかがえます。上の質問については、【文献5】を所蔵していたので解決できたのですが、なければ県立図書館に照会する展開になっていたと思われま

す。ところで、一般にGHQの「指令」(Directive)と総称していますが、正確には、「指令」という名称のものは、最初に発せられた第1号から第3号の三つのみで、その後発せられた文書は「覚書」(Memorandum)その他の形式によっていました。

「神道指令」もこの覚書の形式によるもので、正確には前の質問中(1)の長い件名が付いた「日本帝国政府に対する覚書(メモランダム)」となります。

占領期の国内行政に関する日本側資料を知るには【文献4】があり、特に重要な資料には解題があつて役立ちますが、年代的に入手可能な資料は極めて少なく、当館においてGHQ指令の内容を広範囲に知り得る資料は【文献1】の(1)および(2)くらいしかありません。

広義の指令は2000件以上あったといわれていますが、総合的、網羅的に収録され、発令年月日、文書件名、主題などから検索できる資料が待ち望まれます。

<参考文献>

【文献1】『共同研究日本占領』(思想の科学研究会編 徳間書店 1972 <㉔:210.76/SH>)

(1)「重要指令・通達<抄>」p521~541

当時の日本政府の訳文を平仮名表記に、また新仮名づかいに改め読みやすくしたもの。

(2)「重要指令・覚書<解題>」p542~561

その他のものについて、内容の要約、意図、関連する覚書等について解説している。

【文献2】『共同研究日本占領軍 その光と影』(思想の科学研究会編 徳間書店 1978 <㉔:210.76/SH>)

【文献1】の続編としてその後の研究成果をまとめたもの。上下2巻と「別冊」の『日本占領研究事典』で1セットである。『日本占領研究事典』は本編で触れられなかった事項や人名等について採録して補うとともに、占領期のみを対象とした特殊な現代史事典となるよう編集している。

【文献3】『神道指令の研究』(大原康男著 原書房 1993 <㉔:170.2/SH>)

【文献4】『日本占領文献目録』(日本学術振興会編刊 1972 <㉔:210.76/NI>)

【文献5】『長野県教育史 第15巻 史料編9』(長野県教育史刊行会編刊 1980 <㉔:372.152/NA/15>)

【文献6】『終戦教育事務処理提要 第1~4輯』(文部大臣官房文書課編 文泉堂 1980 復刻版 <㉔:373.1/MO/1~4>)

こんなのあります - いちおしレファレンス・ブック - 【13】

コレであなたも、こどもの本の探偵に!?

「黄色の表紙で、さるが主人公の絵本なんだけど、ある？」

「こどもの頃に教科書で読んだおはなしで、おにぎりひとつだけちょうだい、っていうセリフのある話なんだけど、何という話だったかなあ」

「小人に助けられたイモムシが、チョウになって・・・」

みなさんも、利用者からこのような質問を受けた経験はありませんか？当館にも、こどもの頃に自分が読んだ本の断片的な記憶から、その本を探してほしいというレファレンスがよく来ます。なんとか探しあてたもののご本人の記憶とは違っていてもありますし、色々と手を尽くしたもののお手上げだったりすることも少なくありません。かの有名な「本の探偵」・あかぎかんこさんにお会いする機会があり、レファレンスをもちかけたことまであります。

解決できた時に決め手となったのは、結局「人の記憶」によるものが多かったりするのですが、児童書に明るい人が身近にいなければ、途方に暮れることも。そんな図書館員の待ち焦がれていた本が、こちらのシリーズです。

『本の探偵事典』 あかぎかんこ著
フェリシモ出版 2005. 2-5 17cm @¥1238
<セ: 019. 5/H0>

「いろの手がかり編」
「ごちそうの手がかり編」
「どうぐの手がかり編」
「どうぶつの手がかり編」の4編



本シリーズで紹介されているこどもの本は、これまでかんこさんのところに寄せられた検索依頼をもとに選定されています。したがって、必ずしも全ての項目を完璧に網羅しているわけではないようです。例えば、有名な『ぐりとぐら』を調べてみると、「ごちそう編」（スイーツの章 カステラ）にはでてくるものの、「どうぶつ編」（温かい生きものの章 ネズミ）には出てきません（ただし「～を見よ」的説明はあり）。というように、4冊全てを揃えてこそ、と言うこともあるでしょう。

ちなみにかつてこのような本がなかったか調べてみますと、絵本限定ではありますが『絵本の住所録：テーマ別絵本リスト』（舟橋斉著 法政出版 1998 ¥3800 <セ:028.09/E>）というものが出版されています。こちらはテーマがさらに細かく分かれていて、掲載冊数の多さや調べやすさからいくとなかなかの優れものなのですが、あくまでも書誌的事項のリストです（一部表紙の白黒写真あり）。今回ご紹介したこの4冊は、ほとんどの表紙写真をカラーで示していて、すでに絶版になっているものも多いこどもの本を探す上では、「そうそう、この表紙だったのよね」と、判別に非常に重要なポイントとなることでしょう。また、ちょっとしたコラムもあり、通読しても楽しいのが特徴です。

みなさんの図書館(室)、または個人的に本の探偵に興味のある方に、ぜひお勧めしたいシリーズです。

実は本シリーズ、はじめは某通信販売で「100人集まれば出版します！」というリクエスト商品の扱いでした。これを通販のカタログで見つけた当課員が「私費でも買わねば！」と申込み、図書館に寄贈してほっと一息・・・と思いきや、今や普通に書店でも販売されているではありませんか！結果的には多くの方が手に取れるようになってよかったのですが、やや複雑な気持ちです。

耳より追加情報：当シリーズに新たな1冊が加わるようです。「魔女や龍、妖精など、架空の生き物が4編のくくりでは収まらないことを発見。近いうちにそれらの手がかりからひも解くもう一冊が生まれる予定です。」（『フェリシモガイドマップ 2005.6』より）今から楽しみですね。

市町村のみなさんからの発信 【11】

小さな小さな図書室より ~私にできる小さなこと~

忠類村ふれあいセンター福寿図書室 福田真希さん

私の働く図書室では、蔵書も少なく、場所も狭く、(人口も少ないのですが・・・)本当にたくさんの悩みを抱えています。蔵書が少ないので、レファレンスに対応できる良い参考図書も少なく、またそれらの参考図書を揃えられる力もありません。

しかし、どんなに小さくても、狭くても、良いツールがなくても、日々図書室のカウンターに立っていると、大なり、小なり、色々な問合せがくるものです。当図書室は、複合施設となっていることから、併設されているデイサービスの職員からは、「の歌の二番の歌詞が知りたい」、学童の指導員からは、季節・行事にまつわる絵本、工作・折り紙の本等の問合せが日常よくきます。また、学童の子ども達が、散歩の途中で見つけた昆虫の種類を調べにきたりします。一般の利用者からは、「この間、新聞(テレビ)で見た」という本ある?」「この人の書いた本、他にも読んでみたいんだけど・・・」などなど・・・これらの問合せはどここの図書館でも日常茶飯事のようにくるもので、わりと簡単に答えられる内容のものだと思いますが、これらの問合せに対応する場合、その簡単に答えられるであろう事柄に対しても、時間を要してしまうことが多々あります。

例えば、「この人の書いた本」が、図書室にその1冊しかなかった場合(1冊しかないこともよくあります)他の作品を探すには時間がかかります。また、ガーデニングに関する本はたくさんあっても、フィリピンの国のことを調べるとなると良い資料が見当たりません。「これが、大きい図書館だったら・・・」と何度悔しい思いをしたことかわかりません。「これですね。」と、即座に利用者に手渡すことができると、心底ほっとします。利用者の方が求める資料を手渡した時、本当に嬉しそうな顔をしてくださいます。その顔が忘れられなく、何とかしてできることをしたいといつも思っています。なのに、小さな図書室の力不足を痛感し、いつも頭を悩ませていました。

しかしこの頃は、“図書室だけの力では限界があるのは仕方ないこと。ここでできる精一杯のことはやって、無理なときは道立図書館や、大きなところの力を積極的に借りてしまおう。”と開き直って考えるようになりました。たより等にも、レファレンスや相互貸借についての説明や、道立図書館の利用法などを幾度となくPRするようにしました。その結果、「道立図書館から借りることができるなんて思いもしなかった」と喜ばれたり、最近では、以前よりも気軽に問合せしてくださる方が増えたような気がしています。また、利用者とのコミュニケーションを大切に、なるべく要望に耳を傾けるようにしています。会話の中に出てくる「の本ある?」などの正式なリクエストではないものも、次回の来館時まで調べて、手渡したりすることもあります。

以前は、マイナスの部分ばかり考えていた私ですが、小さなところだからできることもあるんだなとも思うようになりました。思いを外に向けて発信していくことが、思った以上に大切なんだということも実感しています。

これからも、大きなことはできないけれど、「私にできる小さなこと」を大切に、少しでも住民の皆さんのお役に立てればという気持ちで、精一杯やっていきたいと思えます。

道立図書館をはじめ、各町村の図書館の皆様には、これからもご迷惑をおかけするかとありますが、なにとぞよろしくお願い致します。また、このような未熟者の私に、アドバイス等頂ければ幸いです。

Librarian's Box (しよばこ) 【10】

個人情報保護と図書館資料

本年4月1日から、個人情報保護法が施行されました。公立図書館関連の新聞記事を検索してみると、次のような内容の記事がヒットしました。

「図書館・名簿などの閲覧禁止 市立病院・個人名で呼び出さず 金沢市が個人情報保護で対応」 『北國新聞』2005.3.30

金沢市立図書館四館、同窓会名簿など一般公開を想定していない出版物の閲覧を発刊百年後まで禁止

「受刑者名簿を閲覧状態 明治～大正時代分 金沢の図書館、取材後に禁止」

『朝日新聞』2005.4.14 朝刊

金沢市立玉川図書館で法施行後、名簿類の閲覧には応じないとの内規を策定し、開架書庫の同窓会名簿類は撤去し蔵書一覧からも削除したが、この名簿が漏れていた。

「意識高まり対応様々 個人情報保護法の影響は... / 滋賀」

『朝日新聞』2005.4.14 朝刊

県立図書館は、カウンター職員が利用者の氏名を呼ぶのを控え、閉架の本を貸し出す際は利用者に番号札を渡し数字で呼ぶ。担当者は「法律で義務付けられているわけではないが、利用者の個人情報に対する意識が高まっていることを受けた」と話す。

ほかにも、図書館利用カード交付申込書等から性別欄を削除といったものもありました。

当館へも、法施行後程なく、「同窓会名簿類を所蔵しており、これまで利用制限はしてこなかったが、今後の取り扱いはどうすべきか」という問い合わせが数件ありました。これについては、次の資料が参考になります。

新保史生「図書館と個人情報保護法」『情報管理』47(12) p818-827 (2005.3)

「プライバシー保護」と「個人情報保護」の峻別や、館種ごとの適用法令・内容を考察。図書館法に定める公立図書館は、個人情報保護関連五法は適用されず、地方公共団体の個人情報保護条例が適用される。条例がない場合は、あくまで自主的な取り組みにゆだねられている。

「個人情報保護法と図書館資料の扱い」『JLA メールマガジン』251 (2005.4.20)

図書館資料については、この法律が直接規制する対象ではないことを、内閣府個人情報保護推進室への照会結果をあげて明記

(日本図書館協会 HP トップ > メールマガジン申込 > バックナンバー で参照可)

《その他の関連記事》

西河内靖泰「個人情報保護法が施行されて - 過剰反応する図書館、意図的に煽り立てるマスコミ」『出版ニュース』2005.5 / 中・下 p42-43

福永正三「名簿の取扱について」『図書館雑誌』98(6) p359 (2004.6)

福永正三「骨粗鬆症と図書館 - 『名簿』の取扱についておもう」『図書館雑誌』97(2) p79 (2003.2)

福永正三「図書館資料のなかの個人情報保護」『図書館界』51(3) p140-154 (1999.9)

三苫正勝「名簿をどうしていますか」『図書館雑誌』87(8) p493 (1993.8)

(...日本図書館協会 HP トップ > 自由委員会 > こらむ図書館の自由 で参照可)

蔵書の名簿類は、今回の法制に影響されません。とはいえ別問題として、公刊された名簿であっても注意を要するものも若干あり、そのガイドラインは無いことも雑誌記事から読みとれます。臆病になりすぎることなく、各図書館での冷静かつ主体的な運用が望まれます。

課員のつぶやき - 日々の業務からの短信 - 【11】

「館内ツアー」のススメ

ここ数年、一般閲覧室には縁の無かった私ですが、今年の4月から再び関わることになりました。少し離れていた間に書庫の本の配置には大きな変化がありました。今までは大きく分類によって1書庫と2書庫に分かれていたのを、1995年以前の電算化する前と1996年の電算化した後という、受け入れ年度で分けるように本を移動したのです。以前のカンを取り戻すのにも時間がかかるのに、新たな変化にも適応しなければならず、日々苦労しています。

現在、道立図書館には図書79万冊、雑誌3万6500タイトルの98万冊の蔵書がありますが、閲覧室に出ているのは5万冊程度で、ほんの数パーセントにすぎません。ですが、閲覧室のカウンターに出ていると、「道立図書館の本はここ(閲覧室)にあるもので全てですか?」といった質問を利用者の方から受けることがたまにあります。何度も利用している方は分かっているとは思いますが、初めて来た方やまだ利用に慣れてない方だと、そう思われても仕方が無いのでしょうか。閲覧室の各所に、蔵書の大部分は書庫にありますと表示はしているのですが、一体利用者の方は図書館の書庫がどのくらいの大きさだと思っているのか気になることがあります。そもそも、書庫というものが何なのか具体的なイメージが伝わっていないのかも知れません。

私は図書館で働く前から、書庫がどうなっているのに興味があり、学生だった頃は、大学図書館や街の図書館で係の方に出納してもらう時に、本が出てくるまでどのくらいの時間がかかったかで、その書庫がどのくらいの大きさで、どのような本の配置になっているか想像しながら待っていたものですが、図書館ツアーなどに参加するチャンスに恵まれず、実際に中に入ったことはありませんでした。

道立図書館で働くようになってからは、1書庫・2書庫と呼ばれる2つの書庫へ日常的に出入りし、研修などで他の図書館の書庫もいくつか見ることも出来ました。学生時代に札幌市中央図書館をよく利用していましたが、後に少しだけ書庫を見ることができ、あの時はこういうところから本を持ってきてくれたのかと感慨深く思いました。

今年、参考調査課では利用講座として6月15日から11月12日までの間、5回の館内ツアーを行います。その中の2回は夜間開館の時間帯も利用して夕方に行い、より幅広い利用者に参加してもらおうと思っています。閲覧室の開架図書や図書検索機からはなかなか分からない蔵書の数々、昭和24年までに受け入れた「旧分類」と呼ばれる資料群、栗田ブックセンターから寄贈を受けた昭和20~30年代の資料である「栗田文庫」、その中でも当時の児童文化を伝える「栗田漫画コレクション」などなど、貴重な資料を紹介していくつもりです。

これによって、カウンターの職員がどれくらいの空間から本を集めてくるのか、利用者の方に知っていただくこともでき、本を出納している時に具体的なイメージを持っていたのではないかと思ったりします。それだけでなく、普段入ることの出来ない場所に入ってみるのは好奇心をくすぐられることだと思います。このツアーによっていくらかでも利用者みなさんに図書館を理解していただければと願っています。

《番外編》 こんなことしました！

- 旭川市と道立図書館の事例 -

レファレンス・サービスを展示！ (旭川市中央図書館)

この 4 月、旭川市中央図書館資料調査室では、毎月恒例のミニ・ギャラリースペースの展示で、自主企画「自動ドアの向こうで～資料調査室の 1 日」と題した業務紹介展示を行いました。レファレンス・相互貸借・資料整理・書架の配置や設備などを写真パネルで展示したものです。

このミニ・ギャラリースペースは 2 階フロアーにあり、原則月代わりで、旭川及び近隣の芸術活動をされている方に作品展示を依頼し、来館者に楽しんでいただいています。このような業務紹介展示は今回が初めてではありません。昨年 4 月にも、「特別整理休館～図書館舞台裏」という企画を行いました。これは、年度始めという準備の整わない時期に、外部の出展者を受け入れるのが大変という事情とともに、図書館を取り巻く状況が厳しくなる中、一般に目に付きやすい貸出以外の図書館活動をもっと市民にお知らせしなければならぬという意識からでもありました。

業務周知という点ではどれだけ効果があったか、やや疑問ではありますが、今後は広報なども工夫し、この時期のギャラリーの恒例として、「視力障害者サービス」や「宅配サービス」なども紹介していきたいと思っています。

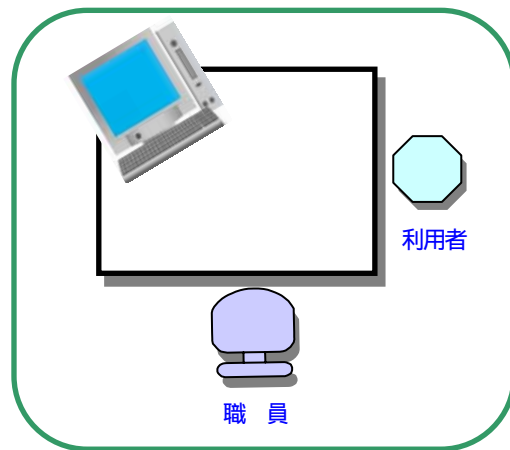
相談しやすいレファレンス・カウンターへ (北海道立図書館)

レファレンスで大切なことは、『「答えが何か」ではなく「質問が何か」である。』といわれます。私たち図書館職員は、資料に対する知識を深め、有効なインターネットサイト情報を把握するよう努めていますが、利用者の質問を的確にとらえるためには、利用者との良いコミュニケーションづくりが必要となります。それは職員一人ひとりがしっかりとした接遇を身につけるのは当然ですが、図書館施設として声をかけやすい雰囲気作りも心がけなければなりません。

当館では、今年 1 月の業務システムの更新に合わせて一般資料閲覧室の「調査・相談(レファレンス)」カウンターの配置を図のように変更しました。ポイントは、職員と利用者との対面方式をやめる。パソコンのモニターを利用者にも同時に見ていただく。という点にあります。

パソコンは職員側から見て左上の隅に、席は職員と利用者が向かい合わないよう配置することにより、利用者が質問をする緊張感が緩和されます。お互いの距離も縮まるので会話のやり取りがスムーズになり、良いコミュニケーションをとることが可能になります。またパソコンを利用して調査する場合は、利用者はその過程を同時に見ることができるので、自分の質問した事項がどのような手順で調べられていくかが分かりますので、より説得力のあるレファレンスとなります。さらには、利用者が自らインターネットを使って調査する方法の伝達にもなります。

少々勇気もいりますが、皆さんのところでも試してみたいと思います。



[特集] 相互貸借とリクエスト・サービスを考える

当誌 No.17 (通巻 21 号) で「協力貸出と相互貸借の今後は...」(連載 「課員のつぶやき」)として取り上げましたが、各自治体の財政難、市町村図書館(室)における Web OPAC 公開館の増大や当館における ILL (図書館間相互利用) システムの実施を控え、相互貸借(協力貸出)とリクエスト・サービスについて今一度考えてみる時期に来ています。

今号ではこのことについて、ご協力いただいた市町村図書館(室)7館の寄稿を中心に特集を組みました。

申し込まれたリクエストに対してどのように応えるかは、図書館の蔵書や予算の規模などにより異なりますが、「利用者の求めに応えたい」という思いは同じです。

「何を自館で揃え、何を道立図書館へ求め、何を他館から借受けるか」について、それぞれの図書館が北海道全体を視野に考えるきっかけになれば幸いです。

リクエストと相互貸借を考えてみた

旭川市中央図書館 中山恒介さん

旭川市中央図書館の一般書におけるリクエストの対応としては、「原則、買えるものは買う」を基本方針としている。しかし、この「原則」という点が重要で、「買えない」ものには、絶版等の流通上の問題で買えないもののほか、予算と価格の関係上購入が難しいものも含まれ、また特に最近では、ある特定のジャンルに偏ったリクエストも蔵書構成の観点から「買えない」という結論をくだすことが多い。

「買えない」もののうち、新刊であれば道立図書館へのリクエストになるし、そうでなければ他館からの借用となる。前述の「ある特定のジャンル」の図書については特に、道内のみならず全国の図書館からお借りするケースも多々ある。このあたりの判断を本来であれば、一定の基準を設け、もう少しじっくり煮詰めた方が良いと思わなくもないのだが、現状主に出版年と価格を見ての主観的かつ瞬間的な判断にとどまらざるをえない。今後はこの点の見直し、さらには(特に「ある特定のジャンル」の図書に関して)道立および近隣の図書館と協力しての蔵書整備を進める必要性も感じる次第である。

当館における相互貸借のあらまし

本の森厚岸情報館 余西弘希さん

近年、多くの図書館がコンピュータ機器更新を機にインターネットを導入、それに伴い OPAC を公開するといった大きな流れになっていると思います。当館も、平成 13 年に機器の更新があり、先の流れにそって相互貸借の利用が増え、別表のとおり、貸出冊数が借受冊数を上回っているのが現状です。

さて、利用者のリクエストに対して第一に考えるのは「いかに利用者に早く資料を提供できるか?」ということです。おそらく多くの図書館でも同じように考えられていることだと思います。現在、当館ではリクエストを受け、自館で購入するか相互貸借に振り分けるかなど明確なルールはありませんが、職員の共通認識として、1 年以内の近刊で手に入るものは出来る限り自館で購入するようにしています。特に厚岸町に関わりのある本、またシリーズものではない文庫本、新書等単価が比較的安価で手に入りやすい資料も購入対象となっています。

道立図書館に依頼をする資料は出版年の古い資料、絶版または重版未定の資料、専門的な資料、郷土資料、レファレンス資料が中心です。他館に依頼する資料は道立図書館に蔵書のない本を中心に借受け依頼を出しております。基本的にはまず管内の図書館の蔵書検索をして、ない場合には、管外の図書館の蔵書を検索します。

道立図書館の横断検索が完成したことにより利便性は増したことは事実ですが、現状の方法では送料負担や、OPACの公開・非公開、インターネットの環境問題(館によってエラーが出たりなどの不具合)等で、特定の館に依頼が集中してしまう等の問題もあると思います。又、最近では受益者負担といった意見もあるので、様々な意見を踏まえて多くの利用者や図書館のプラスになるような共通のルール作りも必要なのでは...と思う昨今です。

【別表】

平成12年度からの相互貸借冊数

	借受	貸出
平成12年度	66	13
13年度	90	5
14年度	130	40
15年度	104	133
16年度	80	120

図書館は利用者の全ての要望に応えなくてはならないのか？

音更町図書館 加藤正之さん

音更町図書館では、明文化した選書規定は作成していませんが、試験の問題集やタレントのネタ本、ゲームの攻略本、コミックマンガなどは選書しないということを職員間の打ち合わせのときなどに確認しています(公序良俗に反する本やワイセツなものを選書しないのは、いうまでもありません)。利用者からリクエストがあったときには、前述のような資料の場合は当館では購入せず、相互貸借を依頼するのですが、道立や道内の市町村図書館になかった場合には、道立に所蔵館調査を依頼するかリクエストをすることになります。

昨年度、『最驚！ガッツ伝説』をリクエストしてきた利用者がいて、当館ではこれをタレントのネタ本とみなし購入はしませんでした。また、新刊書だったため、他館に借受の依頼をせずに道立にリクエストした結果、購入していただき利用者に提供できたのですが、このとき疑問に思ったのは、このような本まで税金を使い、要望に応えなければならないのかということです。司書としては、資料の内容に判断を加えず公平に扱わなければならないと考えていますが、この一件以来、利用者にどうしても図書館からその本を借りたいのだと言われれば、他の図書館から借受することができますが、そこまでする必要がありますか？ということを利用者に問いかけることがあっても良いのではないかと思いはじめたのです。

利用者が求める資料を提供することが図書館の基本的な使命であること間違いのないのですが、これが行き過ぎると図書館本来の姿ではなくなってくると思うのです。決して図書館の敷居を高くしようという気持ちがあるわけではないのですが、このような考え方はまずいでしょか？

リクエストと相互貸借

市立北見図書館 遠藤三保子さん

年々増加するリクエスト、それに伴う相互貸借そして物流の問題など今後クリアしていかなければならないものが数々あります。当館では、リクエストを受けた本が未所蔵の場合、その本が発行後1年以内であれば購入対象としています。購入対象にならなかった場合は1市9町のネットワークを利用し借受をしますが全体の半数はこのネット内での相互貸借を利用させていただいています。その後9町以外の網走管内、道立図書館、道内図書館に所蔵調査の依頼・貸出依頼、道外および大学と所蔵調査を広げていきます。

市立としてはチョット手の出ない本などは道立図書館にリクエストをお願いすることもあります。発刊後1年以上経過している本についても、利用が見込まれるもの、図書館として所蔵していたほうがいいものはその限りではありません。

リクエスト件数 31,375 件のうち図書館で購入した件数は平成16年度で2,736件あり全体の9%にあたります。

平成16年度の相互貸借は右のような状況です。

	貸出	借受	計
9町	572	983	1,555
管内	179	304	483
道内	25	548	573
道立	0	623	623
国会	0	67	67
道外	9	91	100
大学	0	34	34
計	785	2,650	3,435

利用者が望む本すべてを提供したいが、文庫本1冊を借りるのにそれ以上の送料をかける事が果たしていいのか。他県のように巡回車が行きわたらない地域にある図書館が抱える物流の問題は今後も大きな課題として残ります。

本は天下の回りもの

千歳市立図書館 田中秀尚さん

道立から各館に、所蔵調査のFAXが送られてきた時代に比べ、Web OPACの普及した現在では、相互貸借の環境は飛躍的に充実しています。一方で、それに呼応するかのようになり、多くの館で、資料費削減が続いています。

かつて、当館では、選書基準に適い、入手可能なリクエスト資料は、原則的に全て購入していました。しかし、新館開館以来、10年以上に渡ってほぼ保たれていた資料費が、百万単位で減額されつつあります。この2年間に削減された資料費予算は、リクエストによる年間資料購入費を上回っており、蔵書構成バランスのことを考えるまでもなく、借用に頼る割合を増大させざるを得ない状況です。

そのため、現在は、同じ分野の資料を多数所蔵している場合や、税金で買う本じゃない！（と言ってしまうと、持っていた館に申し訳ないのですが...）場合には、刊行年なども勘案したうえで、借用をお願いする事が多くなっています。また、利用者に対しても、原則として、リクエストを受ける資料の金額、冊数に上限を設けています。

総合目録で検索でき、規約も理解されている道内公共図書館と違い、大学図書館や道外公共図書館へ借用を依頼することは、事務的な煩雑さや時間的ロス、利用に際しての制限が少なくありません。道内公共図書館全体の所蔵タイトル数増加のためにも、相互貸借利用の拡充と、道立に対しては、市町村立との蔵書内容の差別化を期待します。そして、それに伴う物流体制や、搬送料の件についても、道内全体の問題として、考えていくべきだと思います。

靴底の下の千円札

美瑛町図書館 高島真由美さん

レファレンスサービスで難易度が高くなると私はすぐに道立図書館へ相談してしまいます。自館の資料だけでは調べきれない時、結果はわかったが導き出す過程となる資料が少ない時、そして専門分野になればなる程参考調査課のみなさんの優しい声が聞こえてくるのです。「もっと道立を使ってください」という優しい言葉と、「利用者の方にいち早くお応えしなければ!」という大儀名文・・・。

以前、1996年刊の『黎明の光にむかって』という資料のお申込を頂きました。自館に所蔵はなかったもののさほど古くもないので容易に探せるだろうと高をくくっていましたが、ようやく見つけたのは某県立図書館のみ。しかも残念なことに郷土資料として1冊しか所蔵していない為貸し出し不可とのこと。国会図書館になればお断りするしかないかな。と思いながらも参考調査課なら見つけ出してくれるかもしれない!と、藁をもすがる思いでFAXしてみました。すると絶版ですっかり入手不可能だと諦めていたものを出版社に残っていたらしく直接購入してくれたのです! 購入することで時間はかかってしまいましたが確実に利用者へ提供することができました。

今回、自分なりに検索を尽くしたつもりだったところで道立へ相談したのは、何より道立ならなんとかしてくれるという信頼と期待感から。調査の進行状況も逐一連絡をくださるので、利用者の方にその都度報告ができ利用者にも喜ばれました。

司書でもないド素人の私にとっての道立は、特にレファレンスを受けるときの「最後は道立に聞ける」という安心感は、修学旅行の時の「お財布落としても靴底の下に千円札がある」に近い!?道立に聞かずに自館で解決できた時の喜び=帰って来ても残っている千円札の使い道を考える楽しさ にやっぱり似ていると思うのです。

道立図書館の支援あってこそ

蘭越町公民館図書室 松原展与さん

図書室専任一人、0.8人分の勤務の中で年間1,100件のリクエストを処理している。

蔵書約13,000冊、町の財政難の中での年間150万円の図書予算で、全てのリクエストには自前で応えられるはずもなく、道立図書館の協力貸出し(613冊・昨年度実績)や他館の相互貸借(延べ36館、78冊)に大変お世話になっている。この場をお借りしてお礼申し上げます。

当室の特徴としては

- 1 書店が無いため、書店の役目を担うこと
- 2 公民館の本を学校に持っていき子どもたちが好きな本を選んでそれを学級文庫として置く「みんなの本だな」を全ての小学校と連携して行っているため、学校図書館の役目も担うこと
- 3 五年前まで年間予算50万円だったため先ずいろいろなジャンルの評価の定まった基本図書を収集しなければならないこと

の三つだ。従って、収集方針以外の本はまず、道立で所蔵確認、無い本は参考調査課(以下「参調」と略)の方に所蔵館調査(325冊)をお願いしている。本来ならば道立にリクエストをお願いするもの、他館に所蔵を確認する本の振り分けもすべきであるが、リクエストの冊数が多く道立にお願いすると蘭越ばかりのリクエスト購入になってしまう事になりかねない。加えて所蔵館を調べる作業も大変で、判断と作業を参調の方に助けて頂いてどうにか回っている状態である。相互貸借とは名ばかりで一方的にお世話になるばかりな

ので申し訳なく、急ぐ本以外はなるべくまとめて貸出し館をお願いしている。

今の世の中、小さな図書室が一度に貸出し館になるほど大きくなる事が無理ならば、これからも道立図書館の支援があってこそその小さな図書室だ。リクエストが図書室に集まる事でその町の特色が見えてくる。いつの日か、図書館サービスが実現する事を夢みて、今日も住民のリクエストを参調の方をお願いしている。

道立図書館における市町村リクエスト対応

当館のリクエスト対応は、市町村図書館(室)の皆さんが当館の図書館情報システム(ホームページ)等から直接「リクエスト」として申し込んでいただく場合と、当課への「所蔵(館)調査」の申込みから、調査の過程を経てリクエストに切り替わる場合の2つのパターンがあります。いずれの場合も毎週行われる一般資料の選択会議により協議し収集する決定がなされ発注します。

昨年度の状況について、次頁の【表1】として市町村別に件数の多い上位20をまとめました。大都市の図書館から小さな町の公民館図書室まで幅広く申し込まれていることが見て取れます。人口規模が大きい都市部では、それだけ多種多様な資料を求められ、蔵書が多ければ多いほど利用は活発になり、新たな要求も生まれてきます。また、小さな図書館(室)では、自館による購入では対応しきれない場合があります。

リクエストされた資料も、小説やエッセイなどの読み物、実用書、流行の事柄を扱ったものから各分野の専門的なものまで多岐にわたり、価格も数百円のものから数万円のものまで様々です。市町村から寄せられたリクエストについては、都道府県立図書館として可能な限り応えていくことを基本としていますので、資料選択の担当職員が選ぶ本とは内容的に異なるものも多く含まれます。言い換えれば、当館の蔵書の一部は、市町村の皆さんによって作られることにもなります。

当課に申し込まれた「所蔵(館)調査」からリクエストに切り替わるものは、主に次の点から検討し対応しています。

- (1)都道府県立図書館として収集する必要性
- (2)道内の公共図書館(室)では、所蔵館が確認できない。
- (3)申し込んだ市町村の蔵書規模、運営の状況など
- (4)所蔵館における利用の状況
- (5)入手することが可能

理想は、現在入手できる資料は全て当館で揃えて提供することですが、現状では財政的にも厳しい状況にあり、所蔵館調査の紹介先として多くの市町村図書館(室)にご協力もいただいています。

【表2】では、当課の所蔵館調査により紹介した市町村について、その件数の多い順に上位20をまとめました。紹介先は、Web OPAC 公開館で以前から所蔵館調査の紹介館としてご協力いただいている市立図書館を優先していますが、資料によっては小さな町の図書館を紹介するケースもあります。

各市町村の相互貸借の貸出冊数を見てみると、当課が所蔵館として紹介した数よりもはるかに膨大な数が貸し出されていることが分かります。インターネット環境が整いつつある今、各図書館(室)においては「自館で調査できることは自館で」という姿勢が浸透してきていますが、「相互貸借の基本原則」に則った運用と、積極的にリクエストを受けるための多角的な検討が必要です。当館も資料の収集、リクエスト対応について前向きな対応に務めますが、市町村の皆さんからのご意見・ご要望もお待ちしています。

【表 1】

平成 16 年度市町村リクエスト状況（上位 20）

市町村名	リクエスト冊数	参調経由	平成 16 年度 図書資料費 (千円)	蔵書冊数
1 札幌市	265 冊	255 冊	173,091	2,204,620 冊
2 江差町	251 冊	9 冊	3,700	57,668 冊
3 長沼町	157 冊	9 冊	4,400	99,187 冊
4 北見市	136 冊	111 冊	21,118	405,591 冊
5 登別市	129 冊	2 冊	9,342	132,143 冊
6 蘭越町	107 冊	101 冊	1,400	12,969 冊
7 由仁町	73 冊	25 冊	2,300	58,876 冊
8 風連町	66 冊	5 冊	899	48,356 冊
9 留萌市	60 冊	15 冊	5,983	87,237 冊
10 岩見沢市	58 冊	0 冊	10,689	161,349 冊
11 滝川市	48 冊	46 冊	5,642	117,995 冊
11 音更町	48 冊	25 冊	7,500	147,408 冊
13 阿寒町	47 冊	1 冊	1,658	47,842 冊
14 余市町	41 冊	38 冊	2,896	106,638 冊
15 幕別町	40 冊	1 冊	6,719	218,811 冊
16 別海町	39 冊	0 冊	5,813	115,778 冊
17 中標津町	36 冊	24 冊	7,000	85,484 冊
18 池田町	35 冊	33 冊	1,449	40,101 冊
18 倶知安町	35 冊	26 冊	1,441	16,546 冊
20 新十津川町	34 冊	11 冊	7,000	85,321 冊

【リクエスト全体の内訳】

市立図書館 28 市 912 冊
町立図書館 49 町 1,080 冊
公民館等 31 町村 483 冊
計 108 市町村 2,475 冊

※

リクエスト冊数：昨年度、当館でリクエスト対応した（北方資料を除く）冊数

参調経由：当課に所蔵調査として依頼された資料がリクエストに切り替わった冊数

リクエスト冊数のデータは資料課提供。
市町村の図書資料費・蔵書冊数のデータは『北海道の図書館 平成 17 年 4 月 1 日現在』による。

【表 2】

当課所蔵館調査による紹介先（上位 20）の内訳と各図書館の相互貸借状況

紹介先 市町村名	所蔵館調査による 紹介冊数	相互貸借における	
		貸出冊数	借受冊数
1 旭川市	153 冊	2,289 冊	2,090 冊
2 札幌市	134 冊	8,011 冊	2,923 冊
3 江別市	121 冊	1,644 冊	1,415 冊
4 恵庭市	103 冊	1,212 冊	1,020 冊
5 苫小牧市	85 冊	1,696 冊	788 冊
6 北広島市	75 冊	862 冊	1,680 冊
7 千歳市	74 冊	1,119 冊	828 冊
8 石狩市	63 冊	725 冊	2,338 冊
9 岩見沢市	45 冊	449 冊	1,362 冊
10 深川市	41 冊	329 冊	863 冊
11 美唄市	29 冊	269 冊	532 冊
12 登別市	26 冊	344 冊	2,456 冊
13 北見市	13 冊	785 冊	2,650 冊
14 富良野市	11 冊	114 冊	577 冊
15 清水町	9 冊	324 冊	110 冊
15 名寄市	9 冊	64 冊	375 冊
17 釧路市	8 冊	28 冊	233 冊
18 栗山町	8 冊	296 冊	108 冊
19 稚内市	8 冊	466 冊	245 冊
20 音更町	7 冊	438 冊	447 冊

【所蔵館調査全体の内訳】

市立図書館 21 市 1009 冊
町立図書館 20 町 71 冊
公民館等 2 町 2 冊
道内大学 95 冊
道外公共 169 冊
道外大学等 13 冊
計 1,359 冊

相互貸借における貸出冊数、借受冊数のデータは『北海道の図書館 平成 17 年 4 月 1 日現在』による。

NEWS

1 子ども向け図書館利用講座開催！

当館ではこども読書週間企画として「わかるっておもしろい！つくるっておもしろい！」と題したイベントを開催しました。そのひとつとして、当課が中心となり「キミも図書館の達人に！」と題した標記の講座を4月23・24日に実施しました。ビデオ学習や本の探索、貸出体験、最後に参加者の顔写真入りの「図書館の達人認定証(カード)」を授与しました。終了後は子どもたちが少したくましく見えました。

その他、5月5日には、「親子でチャレンジ 世界にひとつしかない思い出の絵本をつくってみよう」と題し、親子絵本作りを実施しました。また、職員によるブラックパネルシアターも上演し、こちらも好評でした。

2 平成17年度第1回北海道立図書館利用講座(道民カレッジー能力開発コースー連携講座)開催！

5月31日、「本を探す」と題し、一般の方を対象とした講座を開催しました。当館の所蔵資料の検索方法やインターネット上のデータベース等を紹介し、受講者の積極的な情報活用が期待される講座となりました。今年度は、ほかに「統計の調べ方」「郷土を調べる基礎資料・入門編」を行う予定です。

3 新任実務研修で参考調査課も講義

5月31日～6月1日に行われた「新任実務研修(市町村支援課主催)」のうち、2日目を参考調査課で担当しました。「レファレンスサービスのノウハウ」(佐藤)と「総合的な学習の時間における公共図書館(室)の利用をすすめるために」(宮本)と題した講義を各々1時間30分行いました。受講された今金町町民センター図書室司書の船木さんからは「参考調査課が身近に感じられ、今まで模索していた事からも整理できた。」との感想をいただきました。

4 「指定管理者制度」学習会等・・・

5月9日に札幌市にてJLA大橋直人氏をお招きしての学習会(図書館問題研究会北海道支部主催)が開催されましたが、当館でも道財政を含めて図書館の現状について職員向けの学習会を行ないました。従来の「文化教養型施設」から「課題解決型施設」へ、図書館資料の「付加価値」を高める、指定管理者に対抗しうる方策を・・・等。もっと道民を巻き込んで一緒に考えていかなければならないという印象をもちました。

5 開館時間延長

今年度も5月11日～8月25日の期間、水・木曜日を午後7時まで開館時間を延長しています。市町村図書館(室)からの照会にも対応しております。ご利用ください。

6 「所蔵(館)調査申込書」フォーム変更！

「所蔵調査申込書」の様式を当館の図書館業務システムの更新に関わり「所蔵(館)調査申込書」として変更しました(書誌の情報源、類書可否など)。すでにこの新様式については送付しているところですが、当館HPにも掲載していますのでご覧ください。

(「図書館向け」>「利用案内」)

7 『パスファインダーを作ろう』発行！

石狩管内高等学校図書館司書業務担当者研究会の先生方が執筆した標記の冊子が、全国学校図書館協議会より、「図書館入門シリーズ12」として2005年3月に発行されました。パスファインダーの意義や北広島市図書館・北海道札幌清田高等学校・北海学園札幌高等学校の授業実践例、電子版パスファインダー等、わかりやすく構成されています。

8 『ウィークリー出版情報』に道内から発信！

標記の出版情報誌（日販図書館サービス）の No.1136（2005.4.12）の「司書のひとりごと」コーナーに、羅臼町公民館図書室の菊地理恵子さんが、No.1139（2005.5.10）の「同」コーナーに、本の森厚岸情報館の余西弘希さんが文章を寄せています。

皆さんご覧になりましたか。

追加情報

本誌 No.17（通巻 21 号）の <連載> こんなのきました で取り上げた『ルパンの消息』（横山秀夫著）ですが、光文社から 5 月に遂に出版されました。出版広告によると「横山秀夫の「幻の処女作」がついにベールを脱いだ！」とあります。ファンの間では待ちに待った出版といえそうで、首都圏の書店ではフィクション系売上げベスト 1 になりました。道内ですでに所蔵している図書館（室）もありますね。早速当館でも発注しました。

平成 17 年度の参考調査課

4 月の定期人事で参考調査課のメンバーに異動がありました。今年度は、佐藤、加藤、宮本、伊藤、工藤、今野で頑張ります。よろしく願います。

編集後記

資料課より異動となり 2 ヶ月。毎日届く市町村図書館(室)からの声にどこまで迅速に調べ応えるべきか、悩む日々を送っています。どうぞ気軽に些細なことでもご要望等お待ちしております。(K)

道立図書館に勤務するようになって数年たちましたが、参考調査課にきたのは初めてです。しばらくはお手数をかけることになるかと思いますが、初心にもどってがんばりますので、よろしく願いいたします。(T)

利用の多い忠類村の秘密が、福田さんの寄稿でわかりました。誰でも気軽に図書館職員に声をかけやすい環境をつくるというのは大事ですね。また、今号も現場の声を沢山お寄せくださりありがとうございました。(ひ)

日々所蔵調査をしても、リクエスト対応とするか所蔵館を紹介するか、紹介するならどこにするか、考え込んでしまうケースがあります。今回の「特集」で、いろいろな市町村の図書館(室)の方の相互貸借に関わる考えを伺い知ることができ、大変参考になりました。共通の認識のもと、最善の方法で利用者に資料が提供できるようになればいいですね。(I)

日々あわただしく過ぎ行く中、市町村図書館職員の皆さんから伝わってくる声がいつも刺激的です。今回の「特集」に寄せていただいた声も新鮮に感じます。

もっともっと交流できる場でありたいと思います。(S)

今号も多くの市町村図書館(室)のご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

「特集」では、施設の規模等による“違い”が浮き彫りになり、当館への要望を含め、いくつかのご意見も提示されましたが、半面図書館におけるリクエスト制度なるものが、未だ広く住民に浸透しているわけではありません。今後も活発な図書館(室)利用のためにリクエストの呼びかけを強め、併せて市町村のみなさんと共に道内の図書館の振興を図る視点で協議していく必要を感じています。

読後の感想は、随時受付けています。よろしく願います。(宮)



Do - Re(どうれ) の由縁

“どうりつとしょかんレファレンス”の
略から名付けました。
しかしながら
“どれどれレファレンス”からの説もあります。

THE REFERENCE NEWSLETTER OF HOKKAIDO PREFECTURAL LIBRARY

Do - Re

北海道立図書館レファレンス通信 19(通巻23号)

発行年月日 平成17年6月23日
編集 北海道立図書館参考調査課
発行 北海道立図書館
〒069 - 0834 北海道江別市文京台東町41番地
TEL 011-386-8521 FAX 011-386-6906
<http://www.library.pref.hokkaido.jp>
